資料6 - 1

埼玉県における市町村連携の取り組み

2013.3.28 埼玉県県民生活部消費生活課 上原

H 2 0 H 2 1 H 2 2 H 2 3 H 2 4 H25H 2 6 ~ 窓口設置 66/70 68/70 64/64=100% 各年度4月1日現在 センター設置 市町村数 23/70 24/70 41/64 52/64 56/63 61/63 市町村相談体制整備に向けた県幹部職員から市町村トップマネジメントへの働きかけ 県・市町村間の 情報共有と活用 市町村担当課長会議・講演会・基金事業等説明会の開催 県消費生活支援センター職員による市町村・地域包括支援センター・ 市町村相談 民生委員・学校等へのアプローチ、働きかけ 施策への反映 窓口の整備 12人養成 相談員養成講座 県相談員による市町村新人相談員等のフォロー・相談支援・困難事案共同処理など 市町村センター の機能向上 主任相談員の創設 巡回相談の実施 相談体制 充実 6人 県相談員の月額報酬化、土曜相談の開始・充実、問題解決チームの運用など 困難事案への対 相談員・職員研修事業、研修参加支援事業 応力向上 埼玉弁護士会の協力、月1回夜間開催 弁護士・相談員・職員参加による事例検討 H 1 8 ~ 基礎法令研修会開催 消費者被害防止サポーター 200人養成 地域における サポーターフォローアップ講座開催、活動アンケート実施、活動支援 多様な主体との連携 市町村センターを 啓発·情報提 中心とした地域 供の活性化 福祉・自治振 地域連携フォーラム開催 ネットワーク構築 興部門との連 (福祉・民生委員・社協との連携促進) 携交流会開催 高齢者被害の急増

県·市町村 役割分担の 明確化

勧誘手口の多様化・悪質化

市町村職員出前 講座講師研修

寸劇グランプリ等開催

地或肖費者団体・サポー ター・高校生など参加



相談の掘り起こ し・被害救済へ の取組強化

機能に応じた施策と課題 - 埼玉県における現状イメージ -

市町村

- ・住民に身近な存在 地域性
- ・福祉、自治振興分野の中核的機能担う 地域包括支援センター、自治会、民生委員等実体的能力
- ・総合性の発揮しやすさ ワンストップ的サービス実施 規模との相関関係

/相談 消費者 教育

規模・体制に大きな差

地或活動、事故情報 通知、製品安全法等

都道府県

- ・一定の広域性
- ·情報収集·集約機能、専門性の確保 PIO-NET運用、相談等情報分析、商品テスト
- ・情報発信機能 ローカルTV,FM局、報道機関
- ·法執行機能 特商法·景表法 県警連携 衛生·環境·福祉分野

相談

消費者教育 事業指導

事故情報通知等消費者安全法、消費生活製品安全法事務

割賦販売法、生協法、消費生活条例、物価調査等

地域限定の権限・責任

政策立案機能の限界

食品安全等:他部局

玉

- ・広範な施策分野
- ·政策立案機能
- ・所管法律の解釈権限

33の所管法律施行

消費者庁・地方 支分部局、国民 生活センター等 重層化組織